

災害等復旧費用の相互扶助制度における 災害等扶助拠出金等の設定について

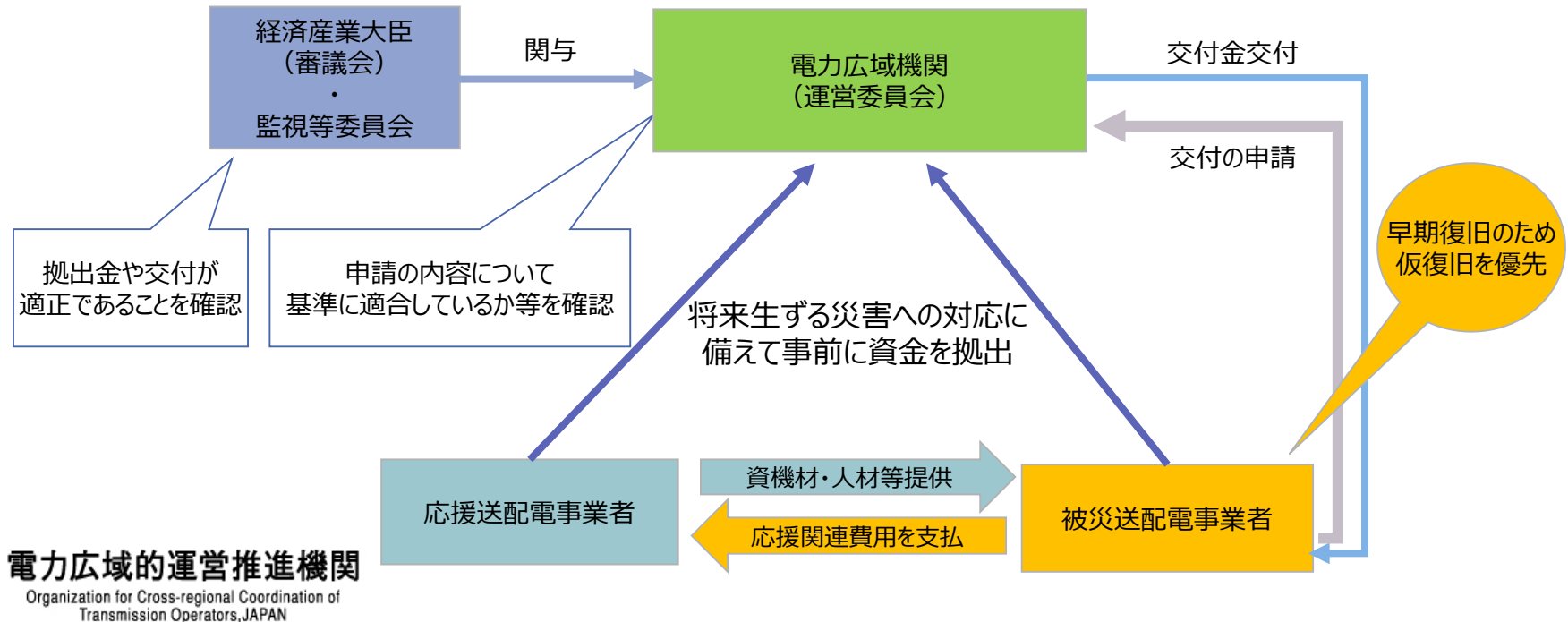
2025年7月2日

電力広域的運営推進機関 事務局

1. はじめに
2. 相互扶助制度における拠出金の総額及び積立基準額
3. 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定
4. 運用要領の変更案
5. 各一般送配電事業者への通知

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域的運営推進機関の業務として、災害復旧に係る費用の一部を交付する災害等復旧費用の相互扶助制度（以下、「相互扶助制度」という。）の創設が盛り込まれた。
- その後、第1回（2020年12月10日）及び第2回（2021年2月8日）運営委員会において、制度運用のほか、災害等扶助拠出金（以下、「拠出金」という。）及び積立基準額に係る議論を行い、これを踏まえた国からの通知を得て、2021年度より相互扶助制度の運用を開始した。
- 業務規程及び災害等復旧費用の相互扶助運用要領（以下、「運用要領」という。）に基づき、拠出金の総額及び積立基準額は、**原則として5年ごとに見直す**こととしている。
- 第11回（2024年12月4日）運営委員会において、**2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額は、現在の金額水準を維持する（拠出金の総額を62.1億円、積立基準額を94億円とする）、ただし、拠出金の負担を平準化するため、前年度末の拠出金の積立残高が積立基準額の半額（47億円）を超える場合は、拠出金の総額を半額に減額する（31.05億円とする）**方向性について、ご賛同いただいた。
- 本日は、**当該拠出金の総額及び積立基準額について、2024年度の交付実績を踏まえつつ、改めて内容をご確認（取りまとめのご審議）**いただきたい。

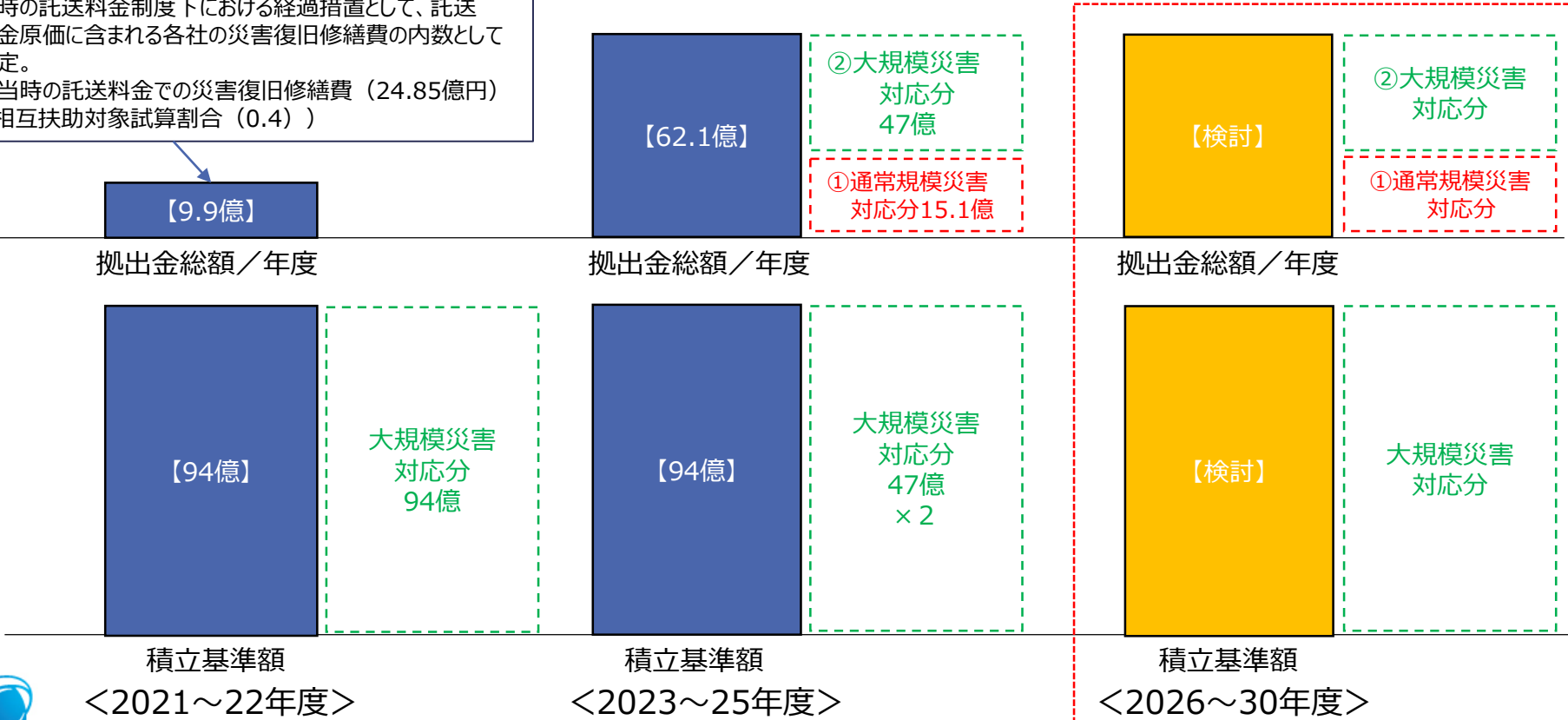
- 相互扶助制度は、災害を全国大の課題として捉え、停電復旧に係る対応の大規模化・長期化に伴い、早期復旧を優先するために生ずるコストの増大に備えることが創設の趣旨であり、被災送配電事業者は、一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用について、本制度の適用を受けることができる。
- なお、各送配電事業者が将来生ずる災害への対応に備えて拠出する金額が過剰とならないよう、被災送配電事業者にも一定程度の自己負担（対象費用の1割）を求めている。
- また、国が本機関からの報告に基づき運用状況を確認するなど、制度的に関与する仕組みとなっている。



2. 相互扶助制度における積立基準額及び拠出金

- 2021年度から2025年度の拠出金の総額及び積立基準額は、国からの通知に基づき、理事会にて、**拠出金の総額を2021年度から2022年度は9.9億円、2023年度から2025年度は62.1億円、積立基準額を94億円と決定の上、運用**している。
- 拠出金の総額及び積立基準額は、業務規程及び運用要領に基づき、原則として、5年ごとに見直すこととしており、**2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額**について、**業務規程及び運用要領に定める設定の考え方に基づき、相互扶助制度開始後の交付実績等を踏まえて検討**する。

当時の託送料金制度下における経過措置として、託送料金原価に含まれる各社の災害復旧修繕費の内数として設定。
(当時の託送料金での災害復旧修繕費 (24.85億円) × 相互扶助対象試算割合 (0.4))



① 15.1億円：災害復旧修繕費の過去10年平均 (37.7億円) × 相互扶助対象試算割合 (0.4)
② 47.0億円：積立基準額 (94.0億円) × 大規模災害発生確率 (0.5・・・2年に1度と想定)

(参考) 2023年度から2025年度の拠出金の総額 及び積立基準額の設定

第11回運営委員会
(2024年12月4日) 資料3より抜粋

5

- 積立基準額（94億円）は、特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、直近の大規模災害における制度対象費用の概算である、2019年度の大規模災害の交付総額概算を踏まえ算出している。
- 拠出金（62.1億円）は、毎年発生する災害への対応分（15.1億円：災害復旧修繕実績の過去10年平均（約38億円）の約4割と想定）に、大規模災害への対応分（47億円：大規模災害が、全国大で2年に一度発生すると考え、積立基準額を2年間で積立て）を加算して算出している。
- 拠出金の見直しの際は、制度運用開始後の実績を反映することとされている。

③ 拠出金額の基本的な考え方

- 毎年の拠出金額は、制度を安定的に運用するため、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生するような大規模な災害にも対応するための積立分を考慮して設定する必要がある。
- このため、まずは当面の積立基準額と毎年の拠出金額を以下のように考えてはどうか。
 - － 積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定。
 - － その上で、毎年の拠出総額は、（１）過去の実績から想定される１年あたりの平均交付金額に、（２）数年に一度発生するような大規模な災害に対応するための積立分を加算して設定した上で、拠出金額の見直しの際には、制度運用開始後の実績を反映。

<上記の考え方に基づいた試算例>

災害名 (主な被災事業者)	対象費用 (概算)	交付総額 (概算) 【対象費用×0.9】	(参考) 電力会社の公表額等※1
2018年北海道 胆振東部地震 (北海道電力)	9.8億円	8.8億円	40億円
2018年台風21号 (関西電力)	22.6億円	20.3億円	102億円
2018年台風24号 (中部電力)	26.6億円	23.9億円	40億円
2019年台風15号 (東京電力)	86.7億円	78.1億円	124億円
2019年台風19号・21号 (東京電力)	17.7億円	15.9億円	42億円
合計	163.4億円	147億円	348億円

⇒交付総額は、損失額の約4割に相当

積立基準額：数年に一度発生するような特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、2019年度の交付総額概算を踏まえれば約90億円

(1) 毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年※）の約4割と想定すると約15億円/年

※2010～2019年度分の平均値。特別損失計上の災害は含まれない。

(2) 積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると約45億円/年

⇒拠出総額 約60億円/年

(出所) 第11回電力レジリエンスWG資料 (令和2年6月16日) 資料3 一部追記

7

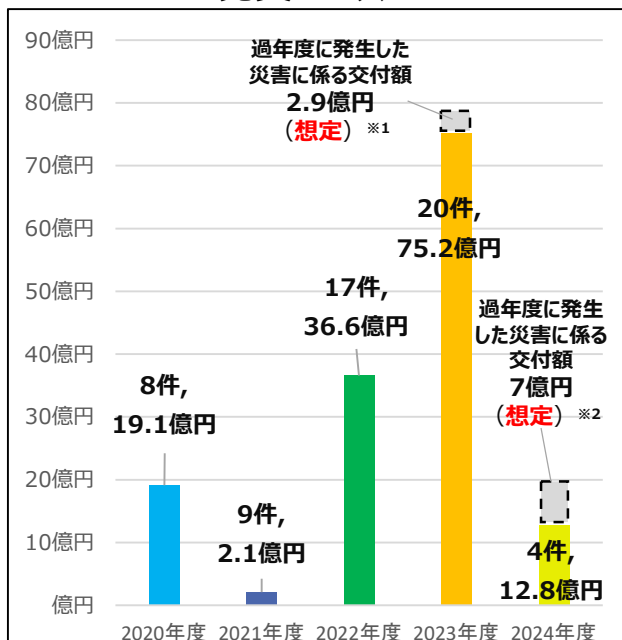
(参考) 相互扶助制度開始後の交付実績の推移

第11回運営委員会
(2024年12月4日) 資料3を一部修正

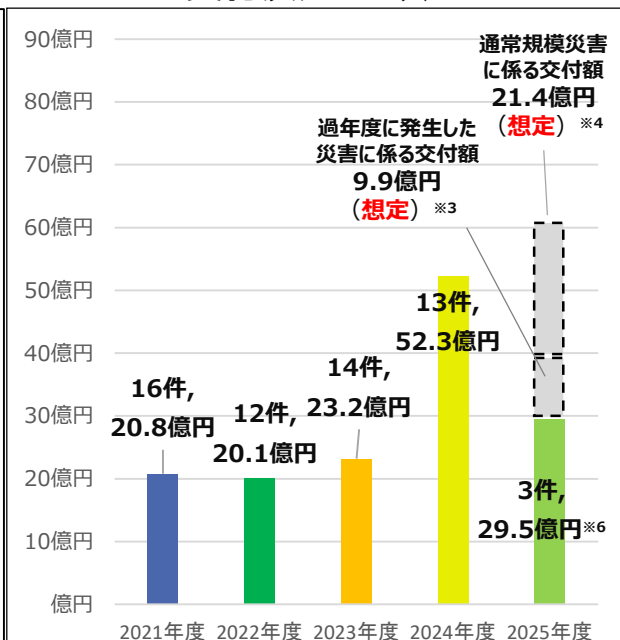
6

- 相互扶助制度は、適用の対象を2020年度発災分からとした上で、2021年度から運用を開始したため、2020年度発災分は、全て2021年度に交付決定している。
- **2021年度から2023年度までの年平均交付額**は、交付決定・実払いベースともに**20億円程度で推移**しているが、**2024年度の交付額**は、毎年発生する通常規模の災害への対応分に加え、**大規模災害である能登半島地震（2024年1月）に係る交付が始まったことにより大幅に増加した**（交付決定・実払いベースともに50億円を超える）。
- **2025年度の交付額**は、能登半島地震や奥能登豪雨に係る交付も続くことなどから、**引き続き高水準で推移する見込み**。

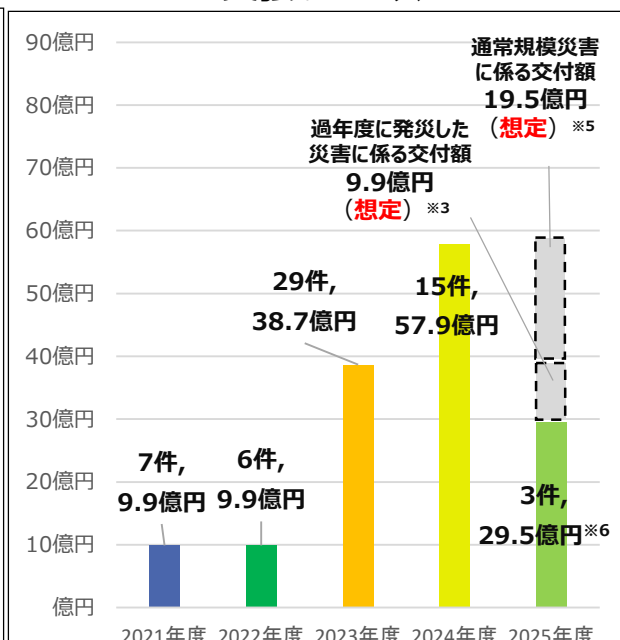
発災ベース



交付決定ベース



実払いベース



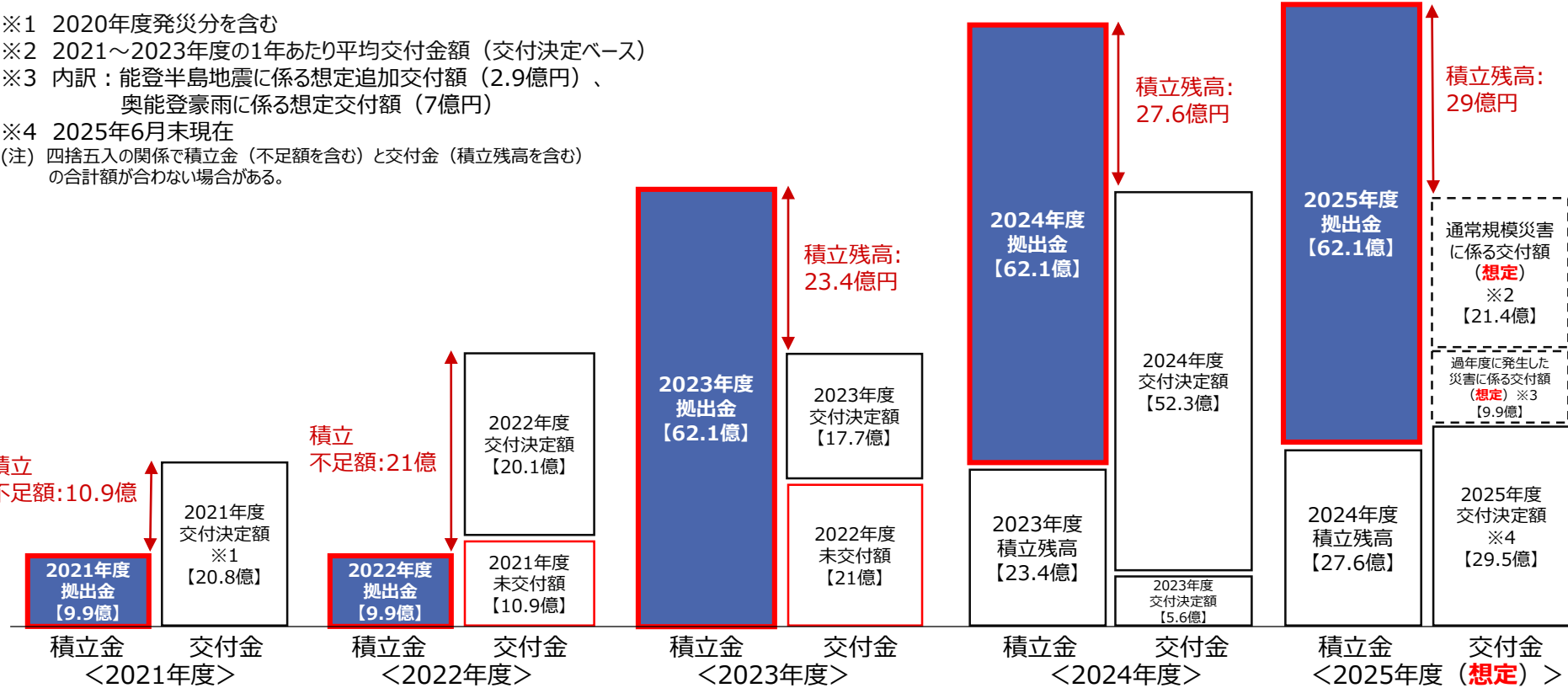
2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度

- ※1 内訳：能登半島地震に係る想定追加交付額（事業者からヒアリングした想定金額）
 ※2 内訳：奥能登豪雨に係る想定追加交付額（事業者からヒアリングした想定金額）
 ※3 内訳：能登半島地震に係る想定追加交付額（2.9億円）、奥能登豪雨に係る想定交付額（7億円）
 ※4 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（交付決定ベース）
 ※5 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（実払いベース）
 ※6 2025年6月末現在

(参考) 相互扶助制度開始後の積立残高の推移

- 相互扶助制度開始当初（2021・2022年度末）は積立残高がゼロであったが、拠出金が現在の金額水準（62.1億円）となった**2023年度末**に初めて**積立残高（約23.4億円）が発生**した。
- **2024年度**は、大規模災害である能登半島地震に係る交付が始まり、交付額は過去最高となったが、追加申請の期限及び回数を無制限とする柔軟化措置により一部は2025年度に跨ることもあり、年度末の**積立残高は約27.6億円**となった。
- **2025年度**は、大規模な災害が発生しない場合、年度末に30億円程度の積立残高が生じる可能性がある一方、仮に大規模な災害が発生した場合においても、申請・交付までに通常半年以上要し、年度内に交付する可能性は低いことから、**大幅な積立不足が生じる可能性は低い**。

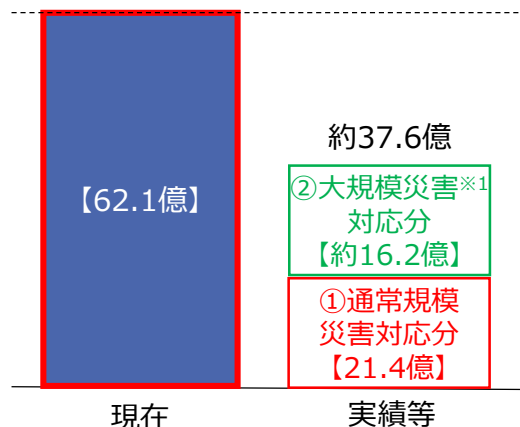
※1 2020年度発災分を含む
※2 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（交付決定ベース）
※3 内訳：能登半島地震に係る想定追加交付額（2.9億円）、
奥能登豪雨に係る想定交付額（7億円）
※4 2025年6月末現在
(注) 四捨五入の関係で積立金（不足額を含む）と交付金（積立残高を含む）
の合計額が合わない場合がある。



3. 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定について（1 / 2）

- 拠出金の総額は、業務規程上、「毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して」設定することとしている。
→ 2024年度までの交付実績を踏まえると、現在の拠出金（62.1億円）は、制度開始後の通常の年度の平均的な交付金額、及び能登半島地震級の大規模災害（4年に1度、65億円程度）をこれまでカバーできている。将来の災害発生の不確実性も踏まえ、現時点では、2026年度以降も引き続き合理性を有する金額水準と考えられ、現在の設定金額の基本的な規模感を変更するまでの強い理由は見当たらない。
- 積立基準額は、運用要領上、「十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえ」設定することとしている。
→ 現在の積立基準額（94億円）についても、直近に発生した大規模災害である能登半島地震の仮復旧費用が65億円程度であることを踏まえると、大規模災害への対応に直ちに支障のない金額水準であり、将来の災害発生の不確実性も踏まえ、現時点では、引き続き合理性を有する金額水準であるといえる。
- したがって、2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額は、原則、現在の金額水準を引き続き維持することとしたい。

【業務規程に基づく拠出金総額の設定の考え方】



- ① 21.4億円：
大規模災害対応が発生した2024年度を除く2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（交付決定ベース※2）
- ② 約16.2億円：
大規模災害対応分約64.8億円※3
×大規模災害発生確率1/4※4

通常規模の災害への対応分に加え、
大規模災害に対応するための積立分
を考慮した金額が確保可能

※1 国が特定非常災害に指定した災害と定義 ※2 発災ベースの2020～2023年度の平均交付金額が17.7億円となるところ、保守的に高い方の平均交付金額を採用
※3 能登半島地震に係る想定交付額（事業者からヒアリングした想定金額）
※4 大規模災害が制度適用対象の2020～2023年度の4年で1回発生したため

3. 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定について（2 / 2）

- 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額について、現在の金額水準（拠出金の総額62.1億円、積立基準額94億円）を維持する一方、レベニューキャップ制度を念頭に、一般送配電事業者による拠出金の負担を可能な限り平準化する観点から、前年度末の積立残高が積立基準額を超えると拠出金がゼロになる、現行の拠出金の総額の年変動が大きい仕組みは見直しの余地がある。
- したがって、これまでの審議を踏まえ、前年度末の積立残高が積立基準額の半額（47億円）を超える場合は、拠出金の総額を半額に減額する（31.05億円とする）仕組みを新たに導入することとしたい。

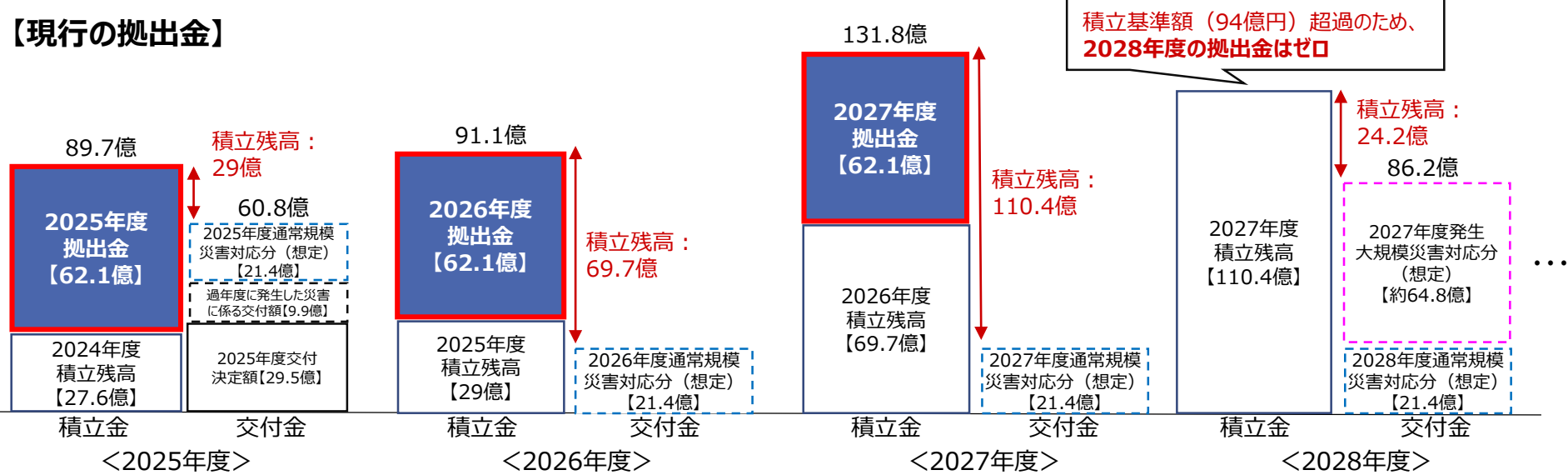
【拠出金総額の見直し案】

	拠出金総額の設定
現行	前年度末の積立残高が <u>94億円以下</u> の場合 ： 62.1億円 前年度末の積立残高が <u>94億円超過</u> の場合：拠出金を請求しない（ 0円 ）
見直し案	大規模災害への対応により、一時的に多額の交付金を交付するタイミングが生じ得ること、また、大幅な積立不足が生じるリスクケースがあることに鑑み、<u>積立金を85億円程度（大規模災害対応分約65億円＋通常規模災害対応分21.4億円）は確保</u>しておくことが運用上望ましく、その上で、<u>レベニューキャップ制度を念頭に、一般送配電事業者による拠出金の負担を可能な限り平準化</u>する観点から、以下のとおり拠出金の総額を設定する。 前年度末の積立残高が <u>47億円以下</u> の場合：62.1億円 （積立金 62.1～109.1億円（積立残高 0～47億円＋拠出金総額 62.1億円）） 前年度末の積立残高が <u>47億円超過94億円以下</u> の場合：31.05億円（現在の拠出金総額の半額） （積立金 78.05～125.05億円（積立残高 47～94億円＋拠出金総額 31.05億円）） 前年度末の積立残高が <u>94億円超過</u> の場合：拠出金は請求しない（0円） （積立金 94億円～）

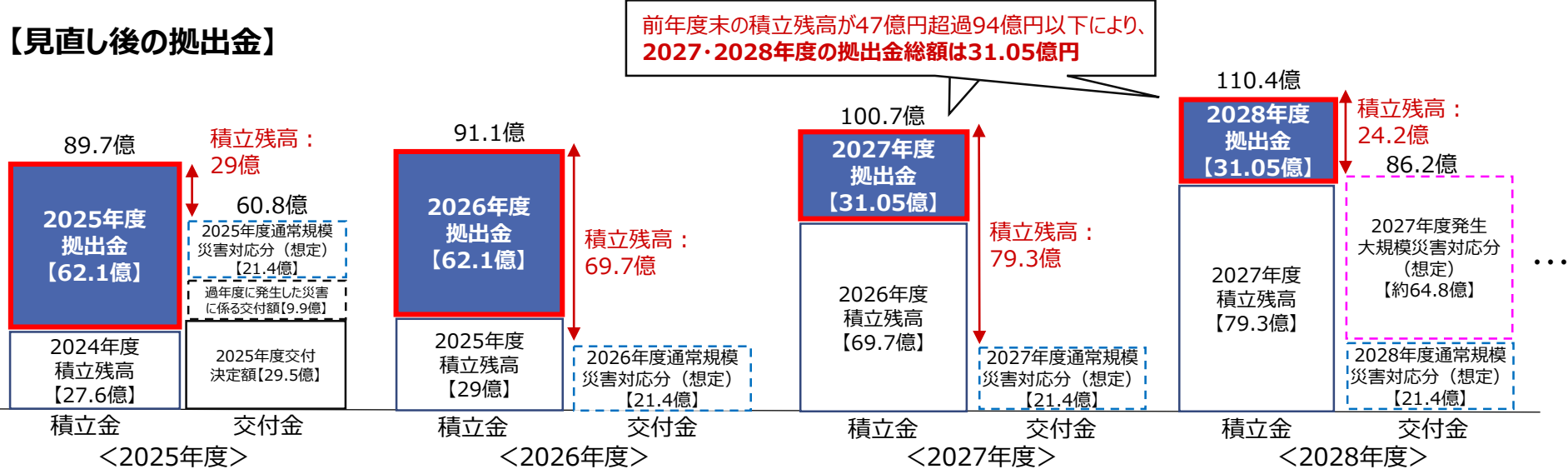
(参考) 拠出金総額の見直し案のイメージ

- 積立残高に応じて拠出金総額を設定することにより、一般送配電事業者による拠出金負担の平準化が図られる。

【現行の拠出金】



【見直し後の拠出金】



※ 交付金（大規模災害対応分、通常規模災害対応分）及び大規模災害発生確率の考え方は前頁までと同じ（4年に一回発生すると想定。直近で大規模災害対応の交付金交付を行った2024年度の4年後に大規模災害対応分の交付金を交付する想定）
※ 四捨五入の関係で積立金と交付金（積立残高を含む）の合計額が合わない場合がある。

4. 運用要領の変更案（1／2）

- 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定に伴い、運用要領を以下のとおり変更したい。

【運用要領（2025年上期に変更予定）】

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
（１）拠出金・積立基準額の設定について ア．設定の時期 拠出金及び積立基準額の改定期は５年に一回とするが、積立金が大幅に不足した時などは見直しを行う。それらの改定期・見直し時に運営委員会にて審議する。 イ．設定方法 基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される１年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。 <u>ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、2025年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する。</u> ウ．拠出金及び積立基準額の決議 本機関は、イにより算定された拠出金及び積立基準額を、理事会の決議を経て決定する。 エ．公表 本機関は、拠出金及び積立基準額の改訂が理事会にて決議されたのち、速やかにこれを公表する。	（１）拠出金・積立基準額の設定について ア．設定の時期 拠出金及び積立基準額の改定期は５年に一回とするが、積立金が大幅に不足した時などは見直しを行う。それらの改定期・見直し時に運営委員会にて審議する。 イ．設定方法 基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される１年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。 <u>（削除）</u> ウ．拠出金及び積立基準額の決議 本機関は、イにより算定された拠出金及び積立基準額を、理事会の決議を経て決定する。 エ．公表 本機関は、拠出金及び積立基準額の改訂が理事会にて決議されたのち、速やかにこれを公表する。

4. 運用要領の変更案（2／2）

- 2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定に伴い、運用要領を以下のとおり変更したい。

【運用要領（2025年上期に変更予定）】

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
（3）拠出金の支払いに関する手続きについて ア. 拠出金額（見込み）の通知 本機関は、前項に基づき算出した拠出金の配分額（見込み）を各一般送配電事業者及び配電事業者へ通知する（9月目途）。 イ. 拠出金請求額の決裁 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第176条の9の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを理事会にて決議する（4月上旬目途）。 ウ. 拠出金の請求 本機関は、各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を送付する。 エ. 拠出金の支払い 各一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より送付された請求書を受理したのち、同請求書に記載の入金期限（請求書送付日より概ね20日以内を設定）までに、指定された口座に支払わなければならない。なお、振込手数料は各一般送配電事業者及び配電事業者が支払う。	（3）拠出金の支払いに関する手続きについて ア. 拠出金額（見込み）の通知 本機関は、前項に基づき算出した拠出金の配分額（見込み）を各一般送配電事業者及び配電事業者へ通知する（9月目途）。 イ. 拠出金請求額の決裁 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、<u>前年度末の積立残高を踏まえ、前年度末の積立残高が積立基準額の半額を超える場合には、拠出金の総額を半額に減額するなど拠出金の年変動を抑制することも勘案し</u>、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第176条の9の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを理事会にて決議する（4月上旬目途）。 ウ. 拠出金の請求 本機関は、各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を送付する。 エ. 拠出金の支払い 各一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より送付された請求書を受理したのち、同請求書に記載の入金期限（請求書送付日より概ね20日以内を設定）までに、指定された口座に支払わなければならない。なお、振込手数料は各一般送配電事業者及び配電事業者が支払う。

- 本日の審議を踏まえ、理事会にて、運用要領の変更及び2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額について決定したい。また、各一送による拠出金の予見性確保の観点から、9月までの可能な限り早期に、2026年度拠出金総額の配分額（見込み金額※。2025年度末の積立残高に応じて、拠出金総額が62.1億円となる場合及び31.05億円となる場合の両ケースの配分額）を通知することとしたい。

※ なお、2025年度末の積立残高を踏まえた拠出金総額及び各一般送配電事業者の拠出金額（確定金額）については、改めて2026年度初めに理事会で決定し、請求する予定。

拠出金額（見込み金額）の通知イメージ
（2025年9月までに）

広域総第2025-XXXX号
2025年9月XX日

XXXX株式会社 御中

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
TEL: 03-6632-0555

2026年度災害等扶助拠出金額（見込み）の通知について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本機関の運営にご協力いただき御礼申し上げます。
この度は、本機関の災害復旧費用の相互扶助運用要領2（3）アの規定に基づく災害等扶助拠出金額（見込み）の通知についてご連絡申し上げます。同運用要領2（3）ウの規定に基づき、次年度に請求書を送付いたしますが、その際、下記から金額が変更となる場合があることにつき、ご留意ください。
なお、金額については、同運用要領2（2）イの規定に基づき、前々年度（2024年度）各エリアの需要実績（kWh）＜使用端＞を基に、本機関にて算出しております。

敬具

記

1. 2026年度災害等扶助拠出金額（見込み）

2025年度末の積立残高が4.7億円以下の場合：
X, XXX, XXX, XXX円

2025年度末の積立残高が4.7億円を超え9.4億円以下の場合：
X, XXX, XXX, XXX円

以上

拠出金額（確定金額）の請求イメージ
（2026年4月初め）

広域総第2026-XXXX号
2026年4月XX日

XXXX株式会社 御中

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

2026年度災害等扶助拠出金の支払いについて

平素より、本機関の運営にご協力いただき御礼申し上げます。この度は、本機関の定款第56条の3の規定に基づく災害等扶助拠出金についてご連絡申し上げます。
つきましては、下記の通り、振り込みいただきますよう宜しくお願い申し上げます。また、振込手数料は貴社のご負担にてお願い致します。
なお、災害等扶助拠出金につきましては、災害等復旧費用の相互扶助運用要領2（2）イの規定に基づき、各エリアの需要実績（kWh）＜使用端＞を基に本機関にて算出しております。

敬具

記

1. 請求額 : X, XXX, XXX, XXX円（消費税不課税）

2. 振込先 : （口座番号を記載）
口座名義：電力広域的運営推進機関
（デンリョクコウイクテキケンエイスイシンカン）

3. 支払期限 : 2026年4月XX日（X曜日）

以上

[参考]
2025年度末災害等扶助拠出金残高 : X, XXX, XXX, XXX円
2026年度災害等扶助拠出金（総額）: X, XXX, XXX, XXX円